

入札参加停止の措置状況一覧表

番号	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要領適用条項
1	有限会社エム・プロダクツ	令和7年10月15日から 令和8年 5月14日まで	7か月	<p>田原南部市民館多目的ホール建設工事設計業務において、受注者からの業務処理能力不足を理由とする契約期間延長の申出を受け契約期間を31日間延長したが、契約期間内に一部の成果品の納品が不可能であることが判明したため、本市からの提案により契約を合意解除した。契約期間中、受注者は、業務計画の遅延に対する市の再三の指導に対して、回答期限の無視や提出物の提出期限遅延を繰り返した。</p> <p>また、受注者は、本業務における計画の遅延が発生している状況の中、本市発注の他の設計業務の入札に参加していた。</p> <p>なお、この契約解除により、実施設計業務を別発注せざるを得なくなり、それに伴い当該建設工事の発注が当初の予定から6か月程度遅れる見込みとなった。</p>	要領第4条（別表第2第11号）
2	日本交通技術株式会社名古屋支店、 丸栄調査設計株式会社名古屋支店	令和8年 2月11日から 令和8年 6月10日まで	4か月	公正取引委員会は、愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、違反事業者6者を公表するとともに、日本交通技術株式会社始め5者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	要領第4条（別表第2第3号）
	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、 大日コンサルタント株式会社中日本支社、 株式会社トーニチコンサルタント中部支社	令和8年 2月11日から 令和8年 4月10日まで	2か月		要領第4条（別表第2第3号）、第6条第3項